

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	水道課
会議名 (審議会等名)	嬉野市水道審議会	
開催日時	令和元年12月23日(月) 13:30~14:00	
開催場所	嬉野市役所 3階 3-1会議室	
会議の公開の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	中島憲郎委員、江口幸一郎委員、吉富弘孝委員、蓮把利幸委員、森勝昭委員、森俊彦委員、江口文男委員、諸岡博子委員、中島まさよ委員、下田順子委員、田中操委員 …11名
	事務局	市長 建設部長、水道課長、水道課副課長、水道課職員2名
	その他	
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	(1) 佐賀西部水道企業団へ統合について (2) 水道審議会委員の任期満了について (3) その他	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	水道課
議 題	(1) 佐賀西部水道企業団へ統合について		
内 容	事務局より、佐賀西部水道企業団へ統合について説明を行った。		
審議経過	委員	本庁職員、本庁派遣職員、営業所職員について詳しく説明を。	
	事務局	本庁職員とは、佐賀西部広域水道企業団と西佐賀水道企業団の職員のこと、本庁派遣職員は嬉野市から本庁へ派遣する職員、営業所職員は嬉野市から嬉野営業所へ出向する職員である。	
	委員	現在の水道課職員がそのまま営業所職員になるのか。	
	事務局	今のところは、その予定である。	
	委員	現在の人数体制から変わるのか。	
	事務局	管理グループが1名、工務グループが1名減る予定である。	
	委員	漏水等緊急時職員体制について、「引継ぎ後には本庁派遣職員と本庁職員での対応を目指す」とあるが、漏水があったとき、引き継いだ後は営業所職員は何もしないのか。	
	事務局	引継ぎ後は、基本的に本庁派遣職員と本庁職員で対応していく。	
	委員	本庁から職員が来るといいますが、緊急時の対応は間に合うのか。地元の地形等を分かっている人が対応したほうがいいのか。	
	事務局	緊急時の初動は営業所職員が対応する。工事業者の手配を行い、本庁から職員が来たら、工事の経過報告や引継ぎを行なう。	

	委員	営業所はなくなるのか。
	事務局	それは決まっていない。今後、耐震工事等で市役所庁舎の建て替えがあった場合、営業所をどこに置くかという問題は出てくるだろう。
	委員	漏水修繕は地元の工事業者にお願いするのか。
	事務局	そのとおり。
	委員	漏水時の引継ぎとは、漏水現場の引継ぎのことか。
	事務局	そのとおり。
	委員	要望としては、地元の地形等に精通している人が10年後の営業所にも一人はいたほうがいい。そういう体制をとったほうが住民へのサービス低下にはつながらないと思うので、検討していただければ。
	事務局	企業団へその旨伝えて、住民の皆様に迷惑がかからないように対応していく。
	委員	以前の審議会で隔月検針を検討してはいかがかと話したとき、前課長からは隔月検針に課題があるとの答弁はなかったと思う。企業団にどういう説明をしたのか。
	事務局	2ヶ月に1回の検針になるため、漏水の発見が遅くなり、対応も遅くなるという課題が出てくるのではないかと企業団に伝えた。
	委員	将来的にだんだん隔月検針になるのか。
	事務局	統合後すぐから、隔月検針を行なう。
その他		

議 題	(2) 水道審議会委員の任期満了について	
内 容	事務局より、水道審議会委員の任期満了について説明を行った。	
審議経過		質疑なし
その他		

議 題	(3) その他	
内 容	事務局より、審議会委員からの意見質問等を伺った。	
審議経過	委員	統合後、住民の皆様へのサービスの低下がないようにしていただきたい。大事なライフラインなので、よろしく願いしたい。
その他		